笛吹市告示第39号

　笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和7年3月27日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　笛吹市長　　山　下　政　樹

　　　笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、コミュニティ活動の推進を図るため、コミュニティ放送設備の整備事業を実施する行政区又はコミュニティ組織に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　行政区等　笛吹市行政区長等設置規則(平成16年笛吹市規則第5号)別表第1に規定する行政区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(2)　無線化　無線式放送設備を新設し、又は有線式放送設備を無線式放送設備に変更することをいう。

(3)　コミュニティ放送設備整備事業　行政区等が設置し、日常的に管理及び使用する放送設備について、無線化を行う事業をいう。

　(補助金の交付対象者)

第3条　補助金の交付対象者は、この要綱又は一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱(以下「財団要綱」という。)に基づく補助金の交付を受けてコミュニティ放送設備整備事業を行ったことがない行政区等とする。

　(補助金の交付対象事業)

第4条　補助金の交付対象事業(以下「補助対象事業」という。)は、財団要綱に基づく補助金の交付を申請し不採択となったコミュニティ放送設備整備事業であって、次条に定める補助対象経費が100万円を超える事業とする。

(補助対象経費等)

第5条　補助対象経費等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条　補助金の交付を受けようとする行政区等は、コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に財団要綱に基づく補助金の申請書類の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

　(補助金の交付決定等)

第7条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはコミュニティ放送設備整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により次に掲げる条件を付して、不適当と認めるときはコミュニティ放送設備整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、行政区等に通知するものとする。

(1)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア　補助対象事業の内容を変更しようとする場合。ただし、交付決定を受けた補助金の補助対象経費の総額の20％以内の増減であって、設置場所の変更を伴わない軽微な変更を除く。

イ　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3)　この要綱に基づく補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4)　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5)　この要綱に基づく補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6)　補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助対象事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(7)　補助対象事業に係る工事請負契約を締結したときは、コミュニティ放送設備整備事業工事請負契約報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならないこと。

(補助金の交付申請の変更等)

第8条　行政区等は、前条第1号の承認を受けようとするときは、コミュニティ放送設備整備事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に変更等の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはコミュニティ放送設備整備事業費補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により、不適当と認めるときはコミュニティ放送設備整備事業費補助金変更(中止・廃止)不承認通知書(様式第7号)によりその理由を付して、行政区等に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条　行政区等は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、コミュニティ放送設備整備事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　補助対象事業に要した経費の内訳が確認できる書類

(2)　補助対象事業に係る領収書の写し

(3)　完成写真(着工前、施工中及び施工後の様子が分かるもの)

(4)　その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、コミュニティ放送設備整備事業費補助金額確定通知書(様式第9号)により行政区等に通知するものとする。

　(補助金の請求等)

第11条　前条の規定による確定通知書を受けた行政区等は、速やかにコミュニティ放送設備整備事業費補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、行政区等に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条　市長は、行政区等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　この要綱の規定に違反したとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、行政区等に通知するものとする。

3　市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、コミュニティ放送設備整備事業費補助金返還命令書(様式第12号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2　この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第5条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助額 | 補助限度額 |
| 無線化に要する経費(用地費及び補償費、用地造成費、解体撤去費、外構工事費、設計及び測量試験費並びに事務費を除く。)から、他の補助制度による補助の対象となっている経費を除いた経費 | 補助限度額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額(その額に100,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) | 250万円 |

様式第1号(第6条関係)

年　　月　　日

笛吹市長　様

　　　　　行政区名等

申請者　住所

氏名

電話番号

コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付申請書

次のとおりコミュニティ放送設備整備事業費補助金の交付を受けたいので、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1　補助金交付申請額

　円

2　関係書類

一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱に基づく補助金の申請書類の写し

様式第2号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

笛吹市長　　　　　　　　　印

コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1　交付決定額

　円

2　交付条件

(1)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア　補助対象事業の内容を変更しようとする場合。ただし、交付決定を受けた補助金の補助対象経費の総額の20％以内の増減であって、設置場所の変更を伴わない軽微な変更を除く。

イ　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3)　この要綱に基づく補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4)　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5)　この要綱に基づく補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6)　補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助対象事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(7)　補助対象事業に係る工事請負契約を締結したときは、コミュニティ放送設備整備事業工事請負契約報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならないこと。

様式第3号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

笛吹市長　　　　　　　　　印

コミュニティ放送設備整備事業費補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

年　　月　　日

　笛吹市長　　　　様

行政区名等

報告者　住所

氏名

　　電話番号

コミュニティ放送設備整備事業費補助金工事請負契約報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、次のとおり請負工事契約を契約したので、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第7条第7号の規定により、関係書類を添えて報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 地区名 | 　 |
| 事業主体 | 　 |
| 補助金交付決定日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 　 | 工事名 | 　 |
| 契約日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 工事場所 | 笛吹市 |
| 工期 | 　　　　年　　　月　　　日～　　　　年　　　月　　　日 |
| 請負金額(消費税込み) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 　 | 入札等執行者 | □　事業主体(市又はコミュニティ組織)が実施□　その他　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 契約方法 | □　一般競争入札(参加業者数：　　　　　　社)□　指名競争入札(指名業者数：　　　社／参加業者数　　　社)□　随意契約　□　(見積り依頼者数：　社／見積り徴収者数：　社)　　　　　　　□　(単独随意契約) |
| 設計価格 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 予定価格 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 業者名 | 入札価格(見積価格)(円) | 結果 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |

関係書類

　(1)　契約書の写し

　(2)　単独随意契約の場合は、その理由を記した書類

様式第5号(第8条関係)

年　　月　　日

笛吹市長　様

行政区名等

申請者　住所

氏名

電話番号

コミュニティ放送設備整備事業費補助金変更

(中止・廃止)承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1　交付決定額

　 円

2　変更(中止・廃止)後の額

　 円

3　変更(中止・廃止)の内容

4　変更(中止・廃止)の理由

5　関係書類

　　変更等の内容が確認できる書類

様式第6号(第8条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

笛吹市長　　　　　　　　　印

コミュニティ放送設備整備事業費補助金変更

(中止・廃止)承認通知書

　　　　　年　　月　　日付けで変更(中止・廃止)承認申請のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1　承認する変更(中止・廃止)の内容

2　変更後の交付決定額

　円

様式第7号(第8条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

笛吹市長　　　　　　　　　印

コミュニティ放送設備整備事業費補助金変更

(中止・廃止)不承認通知書

年　　月　　日付けで承認申請のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり不承認としたので通知します。

不承認の理由

様式第8号(第9条関係)

年　　月　　日

笛吹市長　様

行政区名等

申請者　住所

氏名

電話番号

コミュニティ放送設備整備事業費補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1　補助金額

　 円

2　添付書類

(1)　補助対象事業に要した経費の内訳が確認できる書類

(2)　補助対象事業に係る領収書の写し

(3)　完成写真(着工前、施工中及び施工後の様子が分かるもの)

(4)　その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第10条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

笛吹市長　　　　　　　　　印

コミュニティ放送設備整備事業費補助金額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額

　 円

様式第10号(第11条関係)

年　　月　　日

笛吹市長　様

行政区名等

申請者　住所

氏名

電話番号

コミュニティ放送設備整備事業費補助金請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金額確定のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1　請求額

　 円

2　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行　信用金庫信用組合　農協 |  | 本店支店 |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |
| 預金種類 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |

様式第11号(第12条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

笛吹市長　　　　　　　　　印

コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付決定取消通知書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあったコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1　取消しの理由

2　交付決定額

　円

3　取消後の交付決定額

　円

4　交付決定取消年月日

年　　　月　　　日

様式第12号(第12条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

笛吹市長　　　　　　　　　印

コミュニティ放送設備整備事業費補助金返還命令書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を取り消したコミュニティ放送設備整備事業費補助金について、笛吹市コミュニティ放送設備整備事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1　返還の理由

2　交付済みの補助金額

　円

3　返還すべき補助金額

　円

4　返還金の納期限

年　　　月　　　日